

## 後見等開始の審判を申立てされる方へ



奈良家庭裁判所

### 第1 成年後見制度について

#### 1 成年後見制度とは何か

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。例えば認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等の方が預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけに任せていたのでは、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人を援助する人が必要になってきます。そこで、精神上的障害によって判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、援助者が本人のために活動するものが成年後見制度です。

成年後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次のように区分されます。

- (1) 本人の判断能力が全くない場合 → 後見
- (2) 本人の判断能力が特に不十分な場合 → 保佐
- (3) 本人の判断能力が不十分な場合 → 補助

#### 2 成年後見とは何か

成年後見とは、本人が一人で日常生活をすることができない等、本人の判断能力が全くない場合になされるものであり、後見開始の審判とともに、本人（「成

年被後見人」といいます。)を援助する人として成年後見人が選任されます。

成年後見人の仕事の詳細は4ページ以降をご覧ください。成年後見人は、広範な代理権及び取消権を持つことから、本人に代わって、様々な契約を結んだり、財産全体をきちんと管理して、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなったこと(保険金を受け取る等)だけをすればよいものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うこととなります。これは通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。

※なお、成年被後見人になると、選挙権・被選挙権がなくなる、一定の職業等(例えば、弁護士、司法書士、公務員、株式会社の取締役)に就けなくなる、一定の免許がもらえなくなる、などの不利益も生じます。

### 3 保佐とは何か

保佐とは、本人の判断能力が失われていないものの、特に不十分な場合になされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人(「被保佐人」といいます。)を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為(金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等)を、本人が単独で行うことができなくなります。保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意をしながら、本人がしようとすることに同意したり、本人が既にしてしまったことを取り消すことを通して、本人を援助していきます。また、保佐人は、特定の事項について本人に代わって契約を結ぶ等の行為(代理)をすることができます。

なお、このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途代理権付与の申立てが必要になります。また、代理権を付け加える場合には本人の同意が必要になります。

### 4 補助とは何か

補助とは、本人の判断能力が不十分な場合になされるものであり、補助開始の審判とともに、本人(「被補助人」といいます)を援助する人として補助人が選任されます。

補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動(同意、取消、代理)をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権や代理権の範囲を定める申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をし、同時に同意権または代理権を定めるには、本人の同意が必要です。

#### ワンポイントアドバイス

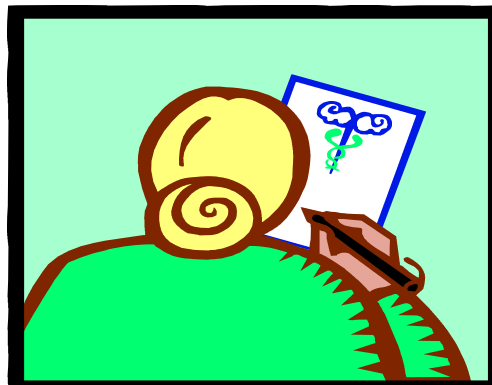
本人の状態が、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、どの類型で申立てるのか悩むことでしょう。申立ての段階では、診断書を参考にして、該当する類型の申立てをすることで差し支えありません。家庭裁判所でお渡しする成年後見用の診断書における「4 判断能力判定についての意見」で4段階に分かれているところは、上から順に、後見、保佐、補助、判断能力ありに相当します。

鑑定において申立ての類型と異なる結果が出た場合でも、申立ての趣旨の変更という手続をすればよいのです。申立ての趣旨の変更は、新たな申立てではないため、特別な負担は生じません。ただし、申立ての趣旨の変更に伴って新たな代理権付与や同意権付与を求める場合には、新たな申立てとなり、申立手数料（一件につき、800円分の収入印紙）が必要になります。

## 5 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。任意後見制度の詳しい内容や手続方法などについては、お近くの公証人役場でご確認ください。



## 第2 成年後見人等の職務について

### 1 財産目録及び収支一覧表の作成

成年後見人並びに財産管理に関する代理権を有する保佐人及び補助人に選任された人は、まず本人の財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、本人の年間の収支予算を立てなければなりません。

### 2 成年後見人の主な職務

成年後見人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人のために必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくことです。

具体的には、預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を本人に代わって行うとともに、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理を行います。一方、成年後見人が本人の財産を贈与したり、本人の財産を投機的に運用するといったことは、本人にとって不利益になるおそれがあるため、原則として行うことはできません。

また、成年後見人は、行った職務の内容（これを「後見事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて、家庭裁判所に対し事前に相談をする等、家庭裁判所や成年後見監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は、6ページをご覧ください。）。

#### ワンポイントアドバイス

成年後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約の締結（ただし、身体に対する強制を伴う事項や臓器移植の同意等本人に一身専属的な事項は含まれません。）、本人の身上監護に至るまで多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり、法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。また、一度選任されますと、辞任するには家庭裁判所の許可が必要ですし、それも正当な理由がある場合に限られます。本人の財産の状況が複雑だったり、親族の間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合は、基本的に第三者の専門家である後見人を選任することになります。



### 3 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為のことです。具体的な内容は、下欄のワンポイントアドバイスをご覧ください。）を行う際にそれが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をしてしまった場合に、それが本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

また、保佐人が財産管理に関する代理権を有する場合は、行った職務の内容（これを「保佐事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて家庭裁判所に対し事前に相談をする等、家庭裁判所や保佐監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は、6ページをご覧ください。）。

#### ワンポイントアドバイス

民法第13条第1項に定められた行為の具体例としては、次のようなものがあります。

- (1) 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること
- (2) お金を借りたり、他人の保証人になること
- (3) 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけたりすること
- (4) 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること
- (5) 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること
- (6) 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- (7) 贈与や遺贈を断ったり、何かを負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること
- (8) 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること
- (9) 宅地を5年以上、建物を3年以上、動産を半年以上にわたって貸す契約をすること

### 4 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人が重要な行為（民法第13条第1項に定められた行為の中から、審判で具体的に定められた行為に限ります。具体的な内容は、上欄のワンポイントア

ドバイスをご覧ください。)を行う際にそれが本人の利益にかなうかどうかを判断して同意をしたり、本人が補助人の同意を得ないで重要な財産行為をしてしまった場合に、それが本人にとって不利益であれば取り消したりすることです。

また、別途代理権付与の申立てが認められれば、本人の財産に関する法律行為のうち、審判で認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

また、補助人が財産管理に関する代理権を有する場合は、行った職務の内容（これを「補助事務」といいます。）を定期的に家庭裁判所に報告するとともに、必要に応じて家庭裁判所に対し事前に相談をする等、家庭裁判所や補助監督人の監督を受けることになっています（これを「後見等監督」といいます。詳細は、次項をご覧ください。）。

### 第3 後見等監督について

#### 1 後見等監督とは

後見監督、保佐監督、補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは、家庭裁判所（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「後見等監督人」といいます。）が選任されている場合には、後見等監督人）が、成年後見人等に対して、後見等事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題点があれば、これを是正するよう指導監督することをいいます。

家庭裁判所（後見等監督人が選任されている場合には、後見等監督人）は、成年後見人等に対し、選任後一定期間ごとに照会を行い、後見等事務の状況について報告を求めます。成年後見人等には、本人の現状や財産及び収支の状況について、その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを添付して家庭裁判所に報告していただきます。そのため、成年後見人等に選任された方は、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。

#### 2 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定等をする場合  
→居住用不動産の処分許可の申立てが必要です。
- (2) 本人と成年後見人等が遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合  
→特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）選任の申立てが必要です。

なお、後見等監督人が選任されているときは、後見人等と本人の間で利益が相反する行為をするにあたっては、後見等監督人が本人の利益代表者になりますから、特別代理人等の選任は不要です。

- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合  
→報酬付与の申立てが必要です。
- (4) このほかの場合でも、重要な財産を処分したり、その行為が本人の利益となるかどうか不安な場合は、事前に家庭裁判所にご相談ください。

### 3 後見等事務の終了について

後見等事務は、本人が死亡したり、成年後見人等が辞めるまで続きます。

本人が死亡した場合には、後見等自体が終了することになります。後見等が終了した場合、速やかに家庭裁判所に連絡するとともに、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、その現状を家庭裁判所に報告の上、管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。

また、成年後見人等は、正当な理由（病気など）がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（その旨の申立てが必要です。）。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、引継ぎを行うこととなります。

#### ワンポイントアドバイス

本人の財産管理は、安全確実であることを基本とし、投機的な運用は避けてください。また、本人の財産をその配偶者や子、孫などに贈与したり、貸し付けることは、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

贈与や貸付けの必要がある場合は、家庭裁判所に必ず事前に相談してください。相談なく行いますと、贈与を受けた者や成年後見人等から全額返金してもらうこととなります。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費、本人が負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。ただし、上記以外については、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う香典や祝儀等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。本人のために自宅を修理・改築したい、本人の送迎のために自動車を購入したいといった場合など、多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に疑問がある場合には、裁判所に相談してください。